

再意見書

平成24年3月1日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめ ばん ごう
住所 東京都新宿区西新宿二丁目 3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏名 KDDI 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

当該部分	当社再意見
<p>＜①未利用芯線コストの扱いの見直し＞</p> <p>現状、メタル回線においては、需要の減少傾向に伴って芯線利用率が低下の一途を辿り(平成22年度末の芯線利用率 NTT東殿:34.6%、NTT西殿:37.1%)、解消の見込みは無い状況となっており、その結果、増大する未利用芯線分コストを接続事業者及びそのサービス利用者が負担する構造となっております。</p> <p>この芯線利用率の悪化については、ユニバーサルサービス維持が要因の1つと考えられますが、全国あまねく提供することを確保しているユニバーサルサービス(加入電話)と、余剰設備がある場合に限って提供されるドライカップ等の接続事業者サービスでは、根本的にサービス提供の前提が異なるため、必ずしも全ての未利用芯線コストをドライカップ等の算定コストの対象とすることは適切ではないと考えます。</p> <p>従って、接続事業者の利用見込みの無い未利用芯線分コストについては、例えば以下のような方法でドライカップ等の原価から除外すべきと考えます。</p> <p><input type="checkbox"/>ドライカップにて利用するメタル芯線の予備率を設定(需要や故障率を考慮の上決定)し、未利用芯線分のうち当該予備芯線分にかかるコストのみ負担</p> <p><input type="checkbox"/>接続事業者のコロケーションが無い収容局における未利用設備(メタル回線、MDF)のコストをドライカップ及びラインシェアリングの算定対象コストから除外</p> <p>【イー・アクセス】P2</p>	<p>メタル回線から光ファイバへのマイグレーションの更なる進展によってNTT東・西のメタル回線の需要は減少していく一方、利用されないメタル回線はユニバーサルサービスの観点もあり、ある程度残り続けることになるため、接続料は今後も上昇し続けることが想定されます。</p> <p>接続料の上昇は結果的に国民利便の低下を招くことから、総務省においては、マイグレーションの進展状況をみながら、未利用のメタル回線のコストを接続料算定においてどのように取扱っていくべきかについて、接続事業者の意見も踏まえながら、接続委員会等の場において早急に検討すべきと考えます。</p>

<②メタルの耐用年数見直し>

現行のメタルケーブルの法定耐用年数13年については、平成23年3月29日情報通信行政・郵政行政審議会答申における要請事項、及び平成24年2月2日の情報通信審議会答申に基づく行政指導の要請事項にて、メタル回線の経過年数別構成、残価率等の報告がNTT東西殿に求められていることから、透明性を確保したうえで検証を行い、土木設備と同様に利用実態に即した耐用年数の見直しを早期に行うべきと考えます。

なお、NTT東西殿は、投資抑制に伴いメタルの老朽化が加速し、法定耐用年数＋数年経過したメタルの故障件数確率の大幅な上昇により、増大な施設保全コストが必要との考え方を示しております(※1)。

その一方で、耐用年数を見直さない理由として、老朽化に伴い一定程度の撤去・更改により、使用年数が単純に延びていくわけではないとの考えも示しております。しかしながら、メタル投資額は平成21年度に500億円、平成22年度に400億円と縮小傾向であり、今後も引き続き経営効率化の取組み強化及びIP網への移行促進することを鑑みれば、メタルの使用年数は必然的に延びていくものと思われ(※2)。

また、耐用年数の見直しに時間を要したり、もしくは見直しを行わない場合には、耐用年数と乖離した施設保全コストを接続事業者が負担することとなるため、現行の法定耐用年数13年を超えたメタルにかかる施設保全コストは原価から控除するなどの措置を講じる必要があると考えます。

【イー・アクセス】P2

現在、架空メタルケーブルや地下メタルケーブルについては、法定耐用年数(13年)が適用されていますが、法定耐用年数を超えて利用されている設備も存在していることから、利用実態を踏まえた経済的耐用年数に直ちに変更すると共に、平成23年度接続会計から反映すべきと考えます。

<p>(3)NTT 東西殿によるコスト削減の実現と方策の開示について</p> <p>平成 23 年度当該接続料算定につきましては、算定対象となる平成 21 年度の NTT 東西殿会計処理において、土木設備の耐用年数の適正化(27 年→50 年)が図られました。しかし、架空メタルケーブル、地下メタルケーブルにつきましては、現状でも適正化が図られておらず、現状の利用状況に応じた法定耐用年数の適正化が平成 23 年度会計において実施される必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル】P3</p>	
<p><①需要減に見合ったコスト効率化の実施></p> <p>回線管理運営費の継続的な上昇傾向は、特に、MDF部分のみのコスト負担により低廉な接続料となっているラインシェアリングにおいて、DSL事業者の今後の事業継続に係る重大な影響を与えることが懸念されます。従って、回線管理運営費は、NTT東西殿が申込受付稼働等について需要減に応じたコスト削減を行うことで、低廉化、最適化を図る必要があると考えます。</p> <p><②市場情勢に即したシステム更改の実施></p> <p>現状、ドライカッパやDSL等のメタル回線に係るサービスが需要減傾向にあるにも係らず、NTT東西殿はこれらサービスにて利用するオペレーションシステムの更改を平成22年度以降実施しておりますが、開発費用が都度接続料原価へ算入されることにより回線管理運営費が上昇すれば、接続事業者を経営上の負担を与えひいては利用者利便性の低下を招く虞があります。</p> <p>【イー・アクセス】P3</p>	<p>NTT東・西における各種システムの改修は接続事業者の事業運営に大きな影響を及ぼします。</p> <p>システム改修については、仕様や工数等の詳細な情報が開示されないため、システム改修の妥当性やそのコストの適正性について、接続事業者側では判断できないまま改修が実施され、費用負担をすることになっています。</p> <p>そのため、接続事業者の事業の予見性やコストの透明性確保の観点から、左記意見にもある通り、NTT東・西においては、各種システムの改修を計画する場合には、事前に詳細な情報を接続事業者に開示、説明すると共に、費用対効果について総務省及び接続事業者等を交えて検証し、接続事業者のコンセンサスを得た上で実施する必要があると考えます。</p> <p>特に、需要が減退しているサービスに関するシステムの改修は、実施の是非を慎重に判断し、その上で実施する場合においては、必要最小限のコストで行われるべきと考えます。</p>

(4)回線管理運営費の上昇要因について

平成 24 年 2 月 10 日付文書「各種申込受付システムの機能追加について」において、現状、システムを介さずに、定期的に FAX・電子メールで実施している DSL 及び直収電話(ドライカップ)の業務について、業務効率化及びセキュリティ保護の強化を目的として「DSL 開通申込受付システム」を利用して行えるよう、当該システムへ機能追加を行う旨の通知が NTT 東西殿よりシステム利用事業者宛になされました。しかしながら、セキュリティ保護の強化という点では、既に接続事業者より要望したパスワード設定による電子メールを利用した業務により目的は果たしているため、接続事業者の観点では更なるシステム開発は不要なものと考えます。

この機能追加に伴うシステム開発が実施された場合、NTT 東西殿それぞれ ●円、●円(合計約●円)が発生し、当該費用は平成 26 年度以降の回線管理運営費へ反映され接続料の上昇要因となります。また、NTT 東西殿によるシステム開発に伴い、接続事業者側のシステム改修及び運用体制の見直し等が発生し、NTT 東西殿の開発費用以外にも接続事業者側で膨大な改修対応作業とコストが発生することとなります。

システム開発にあたっては、NTT 東西殿の一方向的な通知だけではなく、当該システム利用事業者の要望を踏まえ更改の有無を判断し、更なる追加機能開発が必要な場合には NTT 東西殿がその費用対効果を接続事業者へ十分な期間を設け説明し明確化した上で実施すべきと考えます。

【ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル】P4

2. 回線管理運営費について

システム更改にはハードウェアのサポート期限の到来に対応するなどやむをえないものもあるものの、機能改修については機能改修による NTT 東西の業務効率化によるコスト削減に加えて回線需要の推移も加味し、1回線あたりのコストを抑制ないし維

持できるものに限定すべきです。またシステム更改の内容と実施時期は NTT 東西から接続事業者に対して直前に通知されることが多く、今後の中長期のシステム更改の計画についても明らかにはされておりません。NTT 東西の機能改修には接続事業者側での対応を要するものも多く、仮に全接続事業者が NTT 東西の想定する並行期間内に対応できない場合、試算されたコストで移行できない事態も想定されます。よって上記の通り NTT 東西のコストコントロールが十分ではないと考えられる以上、今後のシステム更改に際してはあらかじめ情報開示を行い、内容の妥当性、コスト削減効果の検証および接続事業者が対応するための時期の調整等を行った上でシステム更改の可否を決定することが必要です。

【TOKAIコミュニケーションズ】P1

■電気料について

コロケーション費用の電気料は、前年比NTT東殿：約●%、NTT西殿：●%と大幅に上昇しております(当社比較)(注2)。上昇の要因は、調整額算入によるものと思われませんが詳細な情報は不明瞭であり、今後も電気料の動向は見通しが立たないため、予見性及び透明性を確保する観点からも、算定根拠の開示及びNTT東西殿主催の接続料改定の説明会において詳細な説明を実施すべきと考えます。

また、社会的にも電気料の値上がりや節電対策等の電力問題について重要性が問われている現状においては、需要減少に伴う設備効率化を促進することは急務であると考えます。

NTT東西殿においては、平成24年2月2日の情報通信審議会答申に基づく行政指導の要請事項により、電気料の扱いの柔軟化の具体的な考え方を検討して頂いているところですが、早急に運用の見直しを実施すべきと考えます。

【イー・アクセス】P6

電気料については、光ファイバやドライカップ等の各種接続料金案やそれに関する算定根拠等の開示がなされた後、ある程度の期間が経過してから、NTT東・西より個別に単金通知がなされるのみとなっています。

電気料を含む各種接続料の改定は事業に大きな影響を与えることから、事業の予見性を確保するためにも、他の実際費用方式に基づく接続料の認可申請と同じタイミングで接続事業者へ改定料金を通知すべきです。

加えて、当該料金は、算定根拠が開示されず、料金の増減についての理由が不透明なままとなっているため、NTT東・西においては、当該料金を含め各種接続料について、光ファイバやドライカップ等の接続料改定時と同様に、接続事業者に対し改定内容に関する説明を実施するなど透明性の確保に努めるべきと考えます。

以上